

岩手県告示第826号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成17年岩手県告示第950号）で告示した栗駒鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の栗駒鳥獣保護区の区域 一関市地内の国道342号と国有林247林班、251林班及び255林班の境界との交点を起点とし、起点から国道342号を南西に進み国有林235林班と243林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林236林班と243林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林236林班と244林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林244林班と245林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み一関市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み更に南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに県南広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部一関保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。